

議会だより



びくに保育所生活発表会
(手あそびうた・「どんぐりころころ他」)

— 内 容 —

◇積丹町議会新体制でスタート……………2	◇後志町村議会議員研修会……………12
◇平成29年第3回積丹町議会定例会 一般質問	◇議会の主なる動き……………13
○不登校対策について……………3～6	◇議会一口メモ……………13
○混合介護について……………	◇積丹町議会・委員会出席状況……………14
○公衆トイレについて……………	◇編集後記……………14
○介護保険事業における地域支援事業……6～12 の制度改正について……………	

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

積丹町議会 新体制でスタート

平成29年
第4回臨時会

積丹町議会議員選挙は9月12日に告示され、現職9名の議員が当選しました。

10月4日に改選後初めて開会した第4回臨時会において、議長に山本俊三議員、副議長に海田一時議員を選出した後、各常任委員会、議会運営委員会の委員の選任等を行いました。

議員の任期は平成29年9月30日から平成33年9月29日までの4年間です。

 <p>議長 山本俊三 (68) <small>やま もと しゅん そう</small> ①美国町 ②会社従業員 ③3回 議長の立場を認識し、この町の子供からお年寄りまでこの町に住んでよかった、生まれてよかったと感じる町づくりのために精進してまいります。 また二元代表制の一翼を担う立場として、行政を監視するとともに町民の声を行政に届け、町民に身近で信頼される議会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。</p>		 <p>副議長 海田一時 (66) <small>かい た かず よし</small> ①野塚町 ②農業 ③3回 山本議長の下、議長のよき理解者として一生懸命サポートをし、議会運営がスムーズに行えるよう職務に努めてまいります。</p>	
 <p>松尾大樹 (40) <small>まつ お ひろ き</small> ①美国町 ②自営業・会社員 ③2回</p>	 <p>佐藤晃 (71) <small>さ どう あきら</small> ①美国町 ②自営業 ③4回</p>	 <p>岩本幹兒 (66) <small>いわ もと かん じ</small> ①美国町 ②食品製造販売業 ③8回</p>	 <p>笹山義治 (70) <small>ささ やま よし はる</small> ①美国町 ②無職 ③2回</p>
 <p>田村雄一 (66) <small>た むら ゆう いち</small> ①美国町 ②漁業 ③6回</p>	 <p>葛西敏夫 (82) <small>か さい とし お</small> ①美国町 ②無職 ③4回</p>	 <p>佐藤盛男 (73) <small>さ どう もり お</small> ①入舸町 ②自営業 ③7回</p>	<p>※ ①住所②職業 ③当選回数</p> 

■積丹町議会各委員会委員構成■ (任期：平成29年10月4日～平成33年9月29日)

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務文教常任委員会	笹山義治	葛西敏夫	海田一時・松尾大樹・佐藤晃・岩本幹兒 田村雄一・佐藤盛男・山本俊三
産業建設常任委員会	佐藤晃	岩本幹兒	海田一時・松尾大樹・笹山義治・田村雄一 葛西敏夫・佐藤盛男・山本俊三
議会運営委員会	佐藤盛男	葛西敏夫	松尾大樹・佐藤晃・笹山義治
広報編集特別委員会	葛西敏夫	松尾大樹	海田一時・佐藤晃・岩本幹兒

■一部事務組合議会議員■ (任期：平成29年10月4日～平成33年9月29日)

- 北後志消防組合議会議員 山本俊三 ●北後志衛生施設組合議会議員 山本俊三
- 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員 山本俊三・海田一時 ●後志広域連合議会議員 山本俊三
- 後志教育研修センター議会議員 海田一時 ※1 ※1のみ (任期:平成29年10月4日～平成30年6月30日)

平成29年第3回積丹町議会定例会

平成29年第3回積丹町議会定例会が9月6日に招集され、報告1件、議案10件、意見案1件が審議され、翌7日に閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

◎不登校対策について

◎混合介護について

笹山 よしはる 議員



1点目は、『不登校の対策について』お伺いします。不登校の小中学生がフリースクールなど学校以外の場でも学べるように、国や自治体が支援すると定めた教育機会確保法が2月に施行され、初めて法律で不登校児童生徒を定義づけ、つらいときは学校を休む「休

養の必要性」を明確にしました。不登校の子を持つ親や支援者からは、多様な学びの大切さを認めてくれたと評価の声が上がる一方、懸念も聞かれる中、町長の見解をお伺いします。

2点目に、『混合介護について』です。政府の介護保険のサービスと保険が適用されないサービスを組み合わせる混合介護の拡大に向けた議論も終盤にきています。実現すれば介護業者が追加料金を徴収し、要介護と同居家族の食事をまとめて支援するなど、多様なサ

ービスの提供が可能になります。混合介護についていち早くモデルを示し、準備を進めているところもあります。また、使い勝手や介護事業者の収益が向上するとの期待の声もある中、不正請求が横行するのではとの反発や慎重論が出ていますが、町長の見解をお伺いします。

松井町長答弁

1点目の不登校対策についてであります。不登校の子供たちの支援を目的とした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」が議員立法により制定され、本年2月に施行されました。この背景には、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因により登校しない、登校したくてもできない、年間30日以上学校を欠席した不登校の小中学生が平成27年には国の調査では全国で約12万6,000人、北海道でも約4,600人を数えるといった状況があります。文部科学省では同法に基づき基本方針を本年3月31日付で策定し、初等中等教育局長通知により、4月4日付で全国の

都道府県並びに市町村教育委員会に発出されたところです。

ご質問の不登校の子を持つ親や支援者からは多様な学びの大切さを認めてくれたと評価が上がる一方、懸念も聞かれる中で町長の見解をとということですが、1つにはこの法律の立案過程におきましても、学校以外での学習を義務教育として認める制度が検討されましたが、学校教育の根本を揺るがす、不登校を助長する、学校に行かないことを安易に認めるべきでないといった反対意見等から、その内容が見直された経緯があります。さらに、この法案の採決に際しましては反対する政党もあつたと承知しています。

また、この法律が制定されましたからも多様な学習活動が認められたなど、不登校の児童生徒に対する施策の重要な一歩であると歓迎する声がある一方で、一部の子供の排除につながりかねないのではないかなど、不登校の児童生徒に対する差別を助長を懸念する声もあると承知しています。したがって、本法の施行によって不登校児童生徒に対する多様で適切な学習機会が確保されることを期

待しているところではありますが、文部科学省の基本方針は示されたものの、国や都道府県、市町村などの役割の具体的内容、あるいは教職員などの指導体制をどうするのか、またそれらに伴う財政負担や今後の施策の具現化や課題等の条件整備についてまだ示されていないという段階でありますから、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えているところです。

2点目の混合介護についてはですが、いわゆる混合介護は、介護保険サービスが、所得によって変わりますが、介護保険サービスと保険外サービスの全額自己負担を同時に一体的に提供することであり、現在国の関係府省庁における今後の高齢者介護政策のあり方の一つとして議論が続いているものと承知しています。主な論点としては、現行の介護保険サービスでも保険外サービスを提供することは可能となっておりませんが、保険サービスと保険外サービスを明確に分離して行うことが条件とされていることから、保険外サービスの利用の効率が悪く使いづらいたとの指摘が有識者や介護事業者から出ております。したがって、保険サービ

スと保険外サービスを同時に提供できるように、規制改革をすべきでないかという点が中心的な議論ではないかと認識しております。

そこで、国における混合介護の議論の状況であります。主なものは次の5つであるかと承知しております。1つ目は、内閣府の規制改革推進委員会の第1次答申であります。現行の介護保険制度のもとでは介護保険サービスと保険外サービスを明確に区分することを求めるルールなどにより、柔軟な組み合わせができないことがあるため、訪問介護、通所介護について柔軟な組み合わせを実現するための全国的なルールの明確化などの施策を行うべきでないか。可能であれば平成29年度中に検討、結論を得て、平成30年度からでもこれらの措置をすることを求めるという内容であります。

2つ目は、財務省の財政制度等審議会での議論であります。大きなリスクは共助、小さなリスクは自助や年齢ではなく負担能力に応じた公平な負担が医療、介護制度改革の根幹ではないかとの考え方を基本として、1つには介護については軽度者、要介護1、2に係



▲デイサービス参加者の介助(やすらぎ)

求められている一方で、収益性の低さや低賃金などが原因でそれらが不足しているとして、介護分野における活発な競争を促すこと、保険外サービスの活性化を行うことにより介護事業者や介護保険制度を維持するためにも必要だと混合介護の必要性を論じております。

4つ目は、厚生労働省社会保障審議会での議論であります。1つは、混合介護については現在でも通所介護等介護保険外サービスを組み合わせることが可能となっているし、自動車運送法関係の送迎に関する内容もかなり整理がされてきており、これ以上修正するとなると、介護保険制度を混乱させるばかりでなく、混合介護について余り市場原理に近づけると一層給付費の増加を招くことになりかねないので、慎重な検討が必要だという慎重論がある一方で、新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会があり、その中では介護保険内、保険外サービスの柔軟な組み合わせと価格の柔軟化の推進により、生産性と付加価値の構造を図る観点からは新たなサービスを生み出すことにもなり、むしろ保険外サ

ービスの拡大発展にもつながっていくのではないか。ひいては、介護保険の利用者や介護事業者の待遇改善を含めて介護産業の活発化にもなるのではないかと、推進論もあり、厚生労働省の審議会においても賛否両論があると承知しております。

5つ目には、地方財政を所管する総務省は、来る平成30年度予算の概算要求に当たり各省庁に申し入れを行っております。内閣官房、内閣府、厚生労働省、文部科学省等に対して、今後の社会保障制度のさらなる改革を検討するに当たっては、子育て、医療、介護等の社会保障の多くが地方公共団体の役割と密接に絡んで極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえてほしいこと、またその充実施策についてもその実施に支障が生じることのないように必要な財源を確保してほしいこと。特に厚生労働省に対しては、1つには医療、介護サービス提供体制の改革を推進するに当たっては地方の意見を十分に踏まえてほしい。そして、実効性のあるものにしてほしいこと。さらに、医療、介護サービスの提供体制の改革のための必

要な事業を円滑に実施できるように必要な国費の確保をしてほしいということ。2つには介護保険制度の安定的な運営の推進の重要性の観点から、平成30年度介護報酬改定、平成30年度から32年度の第7期介護保険事業計画の見直し年度に向けて介護給付費の動向や被保険者の負担等を把握の上で、地方の意見を十分聞いた上で制度の安定的、健全な運営をできるように措置を講じてほしいと。また、それらの実施状況を十分に把握した上で、市町村が地域の実情に応じて制度の活用ができるように、またサービスの提供が行われるように必要な財政支援措置をしっかりと措置してほしいことなどを関係府省庁に申し入れしていると承知しています。

また、新聞報道等によりますと東京都豊島区が国家戦略特区の申請を行っており、その認定が得られれば平成30年度から混合介護の実証試験を行いたいとの予定があると承知しています。

したがいまして、町長の見解はどうかということでありますが、今申し上げたように今のところ、国の関係府省庁間でも意見の隔た

りがあることから、関係府省庁間の調整がどのように進んでいくのか、制度改正に至るまでにはもう少し時間がかかるのではないかと思っております。また、今後のそうした論議がどのように調整されていくのかを十分重視しながらも、何といたっても私ども自治体の財政負担、あるいは被保険者が行うサービスの給付と被保険者の負担がどのようになるのかということの動きについて、十分関心を寄せながら今後の動きを見守っていきたいと考えているところです。

再質問

文部科学省は、不登校だった一人一人について、理由や支援策などを書いた「教育支援シート」を保護者の同意を得た上で作成するよう市町村の教育委員会に通知しているとは思われます。

同法で裏づけた格好です。文科省の調査では、先ほど答弁にもありましたが、2015年度に年間30日以上学校を休んだ道内の不登校の児童生徒数は小学生が949人、中学生が3,690人といずれも1991年以降で最も多いそうです。「休養の必要性」を明記した、子供が気持ちや体調を整え、保護

者も負担を軽減できると期待する声もある中、保護者の支援が欠かせないと指摘する声もあります。保護者らの悩みを聞くスクールカウンセラー支援に携わる人材育成の必要性を訴える声もあります。いじめなどに遭っても学校を休めない子が命を絶つケースが多く、不登校は命の非常口にもなっております。必要なのは、シートではなく休んだことで、いかなる差別も受けないことの保障であり、回復のための十分な時間でないかと思われませんが、町長はどうお考えになりますか。

町長再答弁

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、文部科学省の基本指針の中でも明記されていることでありますので、全くそのとおりだと私も認識しております。

再々質問

自己負担が1割から2割で利用可能な介護保険サービスと全額自己負担の保険外サービスを併用することは現在でも可能ですが、時間や場所などを明確に区切る必要がある認知症の高齢者は、サービスの境目がわからない

など合理的な判断が難しいことも多く、事業者に勧められるままに利用し、高額な請求をされるおそれもあります。介護保険サービスは身体介護、家事、洗濯、調理、買い物、掃除は1から2割負担、保険外のサービスは同居家族のための家事、草むしり、通院の付き添い、ペットの世話、大掃除、窓拭き等、ただ規制緩和による同時一体的なサービス提供については有識者や介護現場の中で慎重意見も根強いです。

なお、混合介護の拡大によって地域に根づいた新たな介護サービスを提供できる可能性が広がります。そのためには、介護事業者が正確に利用者ニーズを把握し、積極的に情報発信を進めなければならぬと考えますが、町長のお考えを伺います。

町長再々答弁 先ほども答弁しましたとおり、メリット、デメリットは、ご指摘のとおりだと考えます。今後国の審議会等におきましても鋭意論議が進んでいくものと思っておりますので、その行方を見きわめてまいりたいと思います。

しかしながら、今、社会保障費の自然増をどう抑制するのかということが介護保険のみならず大きな国の課題でもあります。次期第7期の介護保険が来年度からスタートしますが、それに向けた介護報酬との3年に1度の改定と密接な関連を有してくることだと思っております。いずれにしても我が国の重要な社会保障制度としてスタートした制度でありますから、この制度の公共性、安定的な持続性につきましても国において必要な措置等を十分していただかなければ、地方自治体としても非常に難しい課題を抱えることになるのではないかと、そのようなことも含めて今後の行方を注視してまいりたいと考えております。



◎公衆トイレについて

◎介護保険事業における地域支援事業の制度改正について

岩本 幹兒 議員



最初に、「公衆トイレについて」お伺いします。積丹町には数多くの公衆トイレがございます。その維持管理などに委託料などのかかりの経費がかかっておりますが、設置しているからには古い、新しいにかかわらず、利用者には不快な思いをさせないようにいろいろと工夫をしていかなければならないものだと思います。無いよりは有るほうが良いだろうといった考え方ではいけないと思います。去る3月の予算審査特別委員会でも質問いたしました。美国地区の茶津の公衆トイレ、美国漁港

内の黄金岬側の公衆トイレについて伺います。両トイレとも非常に古いトイレで、美国漁港内のトイレは漁業関係者や釣り客などの利用者はありますが、茶津のトイレは場所的にも光が余り差し込まない湿地の中で立地され、国定公園内のエリアということもあり、周辺の樹木も刈り入れられていないし、衛生的にも余り良くなく、利用者もほとんどいない状況だということでした。今年も早くも9月となり、本格的な積丹観光の夏シーズンも終わり、秋観光の季節に入りますが、積丹観光は夏観光と言ってもいいぐらいで、春、秋観光はなかなか厳しいものがございます。冬観光はさらに厳しい状況なのは皆さん周知のことと思えます。そのような状況の中で、この両トイレ、現在のままでは積丹観

光にとつてはむしろイメージダウンにもつながるのではないかと思っておりますが、3月以降、役場内部でこの両トイレの件について何か検討がなされたのでしょうか。この両トイレ、今のままの状態では非常にまずいと思いますし、早期の改善が必要であると思いが、今後どのようにしていくつもりなのか、町長のお考えを伺います。

次に、「介護保険事業における地域支援事業の制度改正について」伺います。平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、今年4月より介護予防給付のうち、要支援1、



▲茶津トイレ

2対象者の介護予防通所介護・介護予防訪問介護が地域支援事業の一環として移行し、また新たに追加事業として位置づけられた「地域ケア会議の充実」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症総合支援事業」、「生活支援体制整備事業」については、来る平成30年4月実施を目指し準備中であることと思えます。見守りや支援が必要な高齢者、つまり介護予防給付の要支援1、2の対象者は、平成28年11月末現在で要支援1が20名、要支援2が11名の計31名というところで、それ以外の地域支援事業対象者、つまり介護予防の取り組みが必要な虚弱高齢者、いわゆる国の基準の基本チェックリストに該当した方は794名中何名いらっしゃるのでしょうか。もし町のほうで把握していましたら、お知らせください。

また、追加事業として位置づけられた「認知症総合支援事業」の中では、認知症初期集中支援チームの設置、認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置、認知症地域支援推進員の配置が施策として示されていますが、認知症地域支援推進員が同じく追加事業とし

て位置づけられている生活支援体制整備事業の中で生活支援コーディネーターの配置が施策として示されておりましたが、その生活支援コーディネーターを認知症地域支援推進員が兼務する形で配置することですが、でき得れば認知症地域支援推進員を1名、生活支援コーディネーター1名と1名ずつ配置することが望ましいとは思いますが、どのようなお考えで兼務させる方針なのでしょうか。また、この件に関しては、後志広域連合構成メンバーの他町村の動向はどのようになっているのでしょうか。

さらには、来年4月から実施予定の追加事業の総事業費は1、100万円程度を見込んでいるとのことですが、4事業のそれぞれの内訳はどの程度見込んでいるのでしょうか。町長のお考えを伺います。

松井町長答弁

1点目の公衆トイレについてであります。その後、茶津町内会、東しゃこたん漁業協同組合、観光協会、観光事業者等の意向を伺ったところです。その中では、両トイレとも環境、

衛生、利用、景観の観点からは利用を促すようなトイレ環境の実態にはないとの共通の意向でした。その上で主なご意見等としては、1つは、2つのトイレを解体し、適地に1カ所新設してはどうか。2つには、経費節減の観点から両トイレを解体し、隣接地の他のトイレに誘導してはどうか。3つには現存するトイレを冬期間も使えるような仕様にしてはどうかなどでした。

そうした意見等も踏まえて、観光振興対策と漁業者の就労環境の改善対策の2つの観点から、両トイレの解体あるいは集約化、そして新設した場合を想定して、過去の建設事例を参考に建設費の試算、補助あるいは起債制度等の有無、建設候補地の選定などについて検討を続けている経緯にあります。主な課題は、建設候補地の選定と、水洗化の手法、国庫補助制度と良質な起債制度の採択の可能性、漁港施設用地利用計画との調整、建設適地に支障物件がある場合の補償措置等などの課題が出ております。

そこで、今後の対応については、漁業者や観光地にふさわし

トイレの改善の必要性は十分理解しております。その一方で、国道等の現行の補助制度や地方債制度等の財源確保の難しさの克服が一番の懸念であると考えているところですが、それらの課題の解決、克服のために引き続き鋭意努力をしております。

2点目の介護保険事業における地域支援事業の制度改正についてありますが、1つ目の地域支援事業の対象者794名のうち基本チェックリストにおいて25項目中一定以上のチェック項目に該当し介護予防の取り組みが必要な、いわゆる虚弱高齢者は平成28年末時点で154名と把握しております。しかしながら、後志広域連合の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と町の地域包括支援センターが独自に総合相談や各種事業の機会を捉えて調査した結果の2つの調査の中で未回答者が町内には384名おります。そうした実態にありますので、今後再度の郵送等による調査あるいは職員の訪問等による実態把握の充実に努めていかなければならないと考えております。また、そうした対応の充実を図るに当たりましても必要な職員体

制の構築をどうするのか、それに伴う町の財政負担等の両立をどう図るのかということも一つの大きな課題であると考えているところですが、

2つ目の認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーターの兼務についてですが、厚生労働省が定める配置基準の中では、認知症の方やその家族等に対する相談業務を行う認知症地域支援推進員については1人以上配置することになっております。その者は、医師、保健師、看護師、社会福祉士などの資格を有する者となっております。一方、地域住民や関係団体との連携により各事業の推進を行う生活支援コーディネーターにつきましては、配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とすると規定されております。資格要件につきましては特段の定めはないものの、地域でコーディネーター機能を適切に担うことができる者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましいとされており、また、これらの配置に当たりましては、人材確保の観点から弾力的な配置が可能となるように専従や常勤など

の要件は設けず、業務に支障のない範囲で兼務も可能とされているところですが、

そうした国の制度要綱を踏まえ、想定される業務量と人員を別々に配置した場合の財政的な負担、あるいは生活支援コーディネーターが認知症地域支援推進員を兼務することによって、むしろそれぞれの事業間の連携がスムーズに推進されるメリットもあるのではないかと、そのように総合的に判断しまして、試行期間の今年度につきましては保健、医療、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、その他社会福祉業務全般を行う社会福祉士資格を有する職員1名を兼務で配置することとしています。また、30年度以降につきましては、業務量の実態等を見きわめながら適切な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在庁内には社会福祉士有資格者は3名おります。そのうち1名が本年度生活支援コーディネーター研修を受講する予定です。その他の専門職では、現在保健師有資格者3名のうち1名が、介護福祉士有資格者のうち1名がそれぞれ研修を受講済みです。その他

の専門職員につきましても次年度以降計画的な研修受講をさせていただきますと考えています。

3点目の後志広域連合構成の他町村の動向についてであります。地域支援事業の実施時期につきましては、国が平成27年度から平成29年度までを猶予期間としていることから、後志広域連合構成16町村にあつては、既に専任配置を決定している町村は3町村のみであります。また、後志広域連合構成以外の3町のうち1町が兼任により配置を決定している状況であると伺っております。

4点目の来年からの4つの追加事業費の内訳についてですが、当町においては準備期間を含め平成29年から試行実施しております。したがって、4事業に係る概算事業費につきましては、29年度当初予算では1,083万7,000円としております。このうち関係職員の人件費1,017万6,000円を計上しております。

なお、4つの事業費内訳の1つ目の地域ケア会議の拡充に関する事務事業は94万3,000円、うち人件費相当分が87万3,000円。2つ目の在宅医療・介護連携

推進事業は172万7,000円、うち人件費相当分162万8,000円であります。3つ目の認知症総合支援事業（新規事業）は437万円、うち人件費相当額は417万1,000円。4つ目の生活支援体制整備事業（新規事業）は379万7,000円、うち人件費相当額は350万4,000円という内訳で平成29年度当初予算に計上しています。なお、現時点での平成30年度の事業費の見込みはおおむね本年度と同程度の概算事業費になるのではないかと推計しています。

再質問

まず、公衆トイレについてですが、町のほうも十分にそういうった先ほど質問したことは認識し、庁内で水洗手法だとか、国庫補助金制度だとか、いろいろと検討しているということですが、私先ほども言ったようにこの両トイレにつきましては早期の改善が必要であると思っておりますので、できるだけその作業をどういう方向に持っていくのか、町長が今1カ所に集約、あるいは現在のところを解体して違うところに誘導、あるいは現在のところを解

体して新築といろいろな案を述べておりましたけれども、1年、2年とも言わないで、あの両トイレつくったときは、茶津トイレをつくったときは茶津は物すごく観光、美国地区で一番と言われるくらい観光客が押し寄せまして、あのよな草で覆われた環境でなかったです、つくった当時は。そして、ほとんどが観光客、漁師の方、かなりの利用があったと私も記憶しています。また、美国漁港の黄金岬側のトイレも漁業者もあの当時は非常に多くて、そして旧グラスボートの発着場があつた場所にあつた夏場はかなりの利用客があつたように記憶しています。

それで、先ほども言ったようにできるだけ早期に結論を出して、方向性を出していただきたい。そして、我々にも議論をさせていただきたいと、このように思うところでございます。そして、このトイレは、現在ある茶津地区あるいは美国漁港、1つずつ、2カ所あるのはこれはベストだと思います。特に先ほど町長が茶津町内会の声も聞いたと。どういう形で聞いたかわかりませんが、私も何人かの茶津町内会の人にその後聞いてみ

ましたところ、別に町内の人はあそこに利用はほとんどしないと。特に女性の方なんかは必要はないだろうと。ただ、ダイバーの方がよく利用しているというお話でございます。また、美国漁港内の公衆トイレは、釣り客ばかりでなく、まだ漁業がだんだん衰退しているとはいっても漁業関係者の皆さんがよく利用されているということ、漁業振興といった観点からもあのトイレは必要性の高いもので、特に種苗センター側は公衆トイレ、これが冬の間は閉鎖されているのです。特に出漁時にはあのトイレはなくされないものだと私は思っております。しかし、2つあることが望ましいのですけれども、現実的にはトイレが多ければ多いほど経費がかかるという問題もあります。とにかく今のままではいけないと思っております。

早期の改善が必要だと思えます。もう改修なのか、建て直しなのか、移転なのか、町長のその辺の考え方を再度お伺いします。それから、2問目の地域支援事業の制度の改正についてですが、追加事業の総事業費1,100万円、これはただいまの答弁ではほ



▲美国漁港トイレ

とんどが人件費のほうで予算を組んでいるような状態だということなのです。それから、後志広域連合の中の3町村というのは、どこどこなのでしよう。そして、積丹町は後志広域連合の中でも高齢者比率が高い町だと私は思います。そして、最近耳にするのが認知症なのです。認知症は積丹町において増加傾向にあるのではないだろうか。だから、認知症対策、これかなり力入れていかなければならぬのではないかなと思うし、また生活支援対策も当然認知症だとか、あるいは足が弱い、腰が弱い、歩けなく

なってきたり、そういう高齢者が増えてきておりますので、やはり認知症地域支援推進員と生活支援コーディネーターを兼務させるというのには、特に積丹町においては余り好ましいことではないと思うので、その辺のもしもそうやって置けるのであれば、予算的にとれるのであれば、生活支援コーディネーター、積丹町は増やしてやっていくのだと、そういう方向でいくのがよいのではないかなと思うのです。

それについても積丹町において地域福祉の核となるのは、社会福祉協議会ではなからうかと私は思います。社会福祉協議会等の協力を得て体制づくりの強化が必要ではないかと思われませんが、その点について今のこの件に関してでもいいです。認知症地域支援推進員、それから生活支援コーディネーター、この点について社会福祉協議会とは相談といいますが、話し合いたいと思いますか、そういうのは持たれたことがあるのでしょうか。当然あるのでしょうかね。

社会福祉協議会も職員の確保に苦勞しているのでしょうか。集まらなければ集まらないで、何で集ま

らないのか、賃金の関係なのか、どうなのかということも町のほうも把握して、そういった状況を把握して、そういった町のほうで社会福祉協議会にこういうようにしたいのではないかとかという、そういうアドバイスされているのですか。先ほど言いましたけれども、地域福祉の核となるべき社会福祉協議会のこういった状況を町のほうはどう考えているのですか。その辺のところをお聞きます。

町長再答弁

前後しますが、2点目の生活支援コーディネーターと認知症支援チーム職員の専門性につきましては、国の要綱の中にも具体的に専門職の職種を示しております。しかし、専門職であっても生活支援コーディネーターの研修を受けるということでありますので、町としても既に研修受講した者、あるいはこれから受講させようとしている者もあるということでご理解をいただきたいと思えます。

また、複数配置が望ましいとしまして、人的確保や町の財政負担等々考えた場合に、一方では現

行制度の中で国の上限額が示されている現状にもありますので、一つの課題であると思っております。

次に、広域連合構成町村の3町村については、京極町が平成28年度から既にスタートしており、認知症地域支援推進員は専門職1名、生活支援コーディネーター専門職2名を配置していると聞きしております。共和町は、認知症地域支援推進員1名、生活支援コーディネーターが1名の体制で明年4月から伺っております。泊村につきましては、認知症地域支援推進員1名、生活支援コーディネーター、専任1名を来年4月から配置したい意向と伺っております。なお、広域連合構成町村外3町村のうち寿都町は、認知症地域支援推進員、兼任で1名、生活支援コーディネーター、専任1名、兼任1名を平成30年4月から予定していると思っております。

認知症になる方が増える状況の中で専門職の国の配置基準等も明確ですが、人的な確保ができるか、あるいは全体的な役場行政機構の中で町職員の定数管理の中でどう位置づけるのかなどの課題もあり、可能であれば専任配

置が理想的と考えると。次に、社協との連携等の状況については、副町長、あるいは担当課長から答弁させたいと思えます。また、社協の臨時職員等の募集に関する町の支援についてありますが、町としても社会福祉協議会の重要性につきましては、十分認識しております。厳しい財政事情の経緯はありましたが、改善の努力を続けていきたいと思っております。

次に1点目のトイレに関して、できるだけ早期に改善する努力をということですが、私も課題を解決・克服できる状況が整えば議会にも説明をし、議論をいただきたいと考えております。特に美国地区については公共下水道がありませんので、合併浄化槽だけでも相当な事業費がかかります。いずれにしても最大の課題は、補助金と良質な起債を両方同時に手当てができるかどうかと思っております。引き続き検討させていただきます。

加藤住民福祉課長

包括支援事業の新規事業のうち地域ケア会議、それから在宅医療・介護連携推進

事業については、社会福祉協議会も入った中でやっていくということになっております。認知症総合支援事業につきましては、国の実施要綱の中で実施体制が定められておりまして、その中には社協、社会福祉法人等が入っていません。ただ実際事業をやる中では社協などの社会福祉法人、ゆうりり等も含めて情報共有しながら連携して進めていきなさいという表現になっております。ですから、検討委員会には入ってこないのですが、実際やっていく中では社協と連携をとりながら進めていくようなこととなります。私どもも新たな取り組みということ、実施体制について検討中です。

再々質問

まず、第1問目の公衆トイレについてですが、先ほども申し上げたとおり、なるべく早期に方向性を出して議会のほうに提示して議論をさせていただけますか。というように要望しておきます。そして、いずれにしましても先ほども申し上げましたが、茶津地区は観光面においては過去においては大変なごわいを見せた場所でございます。そういった茶津海

岸が時代の流れといえますか、そういう流れの中で、今では余りその面影は感じなくなりました。黄金岬（通称観音崎）の遊歩道の整備、練場音頭石碑の周辺整備、あるいは以前にもありましたけれども、茶津の駐車場はその後地権者との話し合いはどうなっているのか、そういった駐車場の整備を含めて、公衆トイレも整備して、かつての茶津海岸のにごわいを少しでも取り戻すべく、いろいろとできることから対策を講じていく必要があると思いますが、町長は観光面ばかりでなく、茶津海岸の将来展望をどのように考えているのか伺います。

それから、2問目の地域支援事業の制度の改正についてですが、後志の中で3町村、京極町、共和町、泊村と。やっぱり財政が豊かなまちばかりなのだなと。そういった中で積丹町は私がそのほうが望ましいと言ってもやりたくてもやれない、そういう状況もいろいろあるのだなと思います。けれども、積丹町の高齢者の老後への不安ということ、生活費の確保への不安とともに、交通手段、買い物、病院通院などへの不安が大き

なウエートを占めるようになってきております。当然町のほうでもご存じだと思います。やっぱり生活支援コーディネーターといいますが、支援だんだん必要になってくるのではないだろうか。また、独居高齢者の増加などに比例して、認知症対策もその重要性を増してきております。また、商店の廃業などの影響によって、いわゆる買い物弱者が増えつつあります。このままでは、安心して住み続けられる生活環境づくりが後退していくのではないのでしょうか。結局住み続けていくことに不安を抱く人が増えて、積丹町を離れていく人が増えていくのではないのでしょうか。こうしたことは町のほうでも十分に把握していることだと思いますので、そういった体制づくりと環境づくりにさらに一層尽力していただきたいと思います。

町長再々答弁

1点目のトイレの改善策につきましては、急がれる課題であることは間違いありませんので、多くの課題を乗り越えて、ぜひ実現するように最善の努力を傾けたいと思っております。また、関連して茶津海岸の将来

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問合せください。電話：44-3380



展望についてであります。歴史にも観光と漁業と景観の両立をどう図るか。非常に苦心してきた歴史があるのではないかと思っております。波浪を防ぐために離岸堤の効果を発揮しようとすればするほど離岸堤の高さが高くなる。そうするとゴメ島、宝島との景観がどうなるか。遠い昔議会でもその議論があったように記憶しています。現在も特に漁業者からは、あの自然浜を利用する苦勞の解決が要望として出ております。船揚げ場の整備についても美国漁港整備長期計画の中で課題となっておりますが、やはり景観や観光との両立をどう図るのか、施設を整備したことによって現地に混乱を招くようなことにつきましても、国においても神経をとがらせているような状況にあります。したがって、その両立を図る難しさについて、私は時間もかけても地域の方々、漁業者の方々、観光業を営む方々等々含めて共通理解をいただく努力が必要でないかと思っております。妙案を見出せないでおります。議員にもそうした歴史的な経緯があったということをご承知いただければと思います。

2点目の認知症地域支援員あるいは生活支援コーディネーターの充実ににつきましては、当町の実情を踏まえましてその重要性については私は議論の余地はないと思っております。加えて買い物など自立した生活ができないために町を離れるような状況であることもそのとおりだと思っております。そうした状況の中で、町として何ができるのか、私は今の積丹町の置かれていた状況からすれば、私が常日ごろ申し上げておりますように3つの課題の克服あるいは両立をどう図るのかということになるかと思っております。特に来



▲「ソーラン節鯨場音頭のふるさとしゃこたん」の碑

年度に向けても、今年度の地方交付税状況を踏えて、その見通しをどう捉えるかという視点から考えれば、私は福祉の分野におきましても非常に難しい対応が出てくるのではないかと、また産業の振興や生活環境等の維持、行政サービスの向上もどうするのかなどが問われてくると考えております。そのことにつきましては今回の町政報告でも申し述べさせていただきましたように、私は常に町の財政事情等も町民の皆さん、議員の皆さんにもしっかりと理解をしていただき、知っていたただく努力をしながら、その中で両立する努力をしていかなければならないと思っております。ただ、社会保障関係費、特に医療、子育て、介護など、国の制度改正に伴う地方負担につきましても、少なくとも積丹町だけ財政が厳しいので、負担できない、実施できないということにはなりませんので、優先的にそうした財源を一般財源総額の中から優先的にどの程度割いていけるのかということになるかと思っております。そうした観点からもぜひ議員各位にもご議論をお願いしたいと思います。

■後志町村議会議員研修会■

平成29年度後志町村議会議員研修会が8月29日、ニセコ町で開催され、後志管内19町村から約230人の議会議員が参加しました。

研修会では、「我が国の地域づくりと誇るべき地方議会」と題し、帝京大学経済学部地域経済学科教授の内貴滋氏が、一村一品運動とふるさと創生1億円事業を企画・立案した経験から、地方創生を成功させるために必要な視点や地域づくりの原点となる政策立案などについてご講演いただきました。



▲帝京大学経済学部地域経済学科教授 内貴滋氏

九月

- 1日 議会運営委員会
- 6日 第3回定例会（第1日目）
- 7日 第3回定例会（第2日目）
- 21日 積丹町敬老会（田村副議長・佐藤（晃）議員・笹山議員・岩本議員・海田議員・葛西議員・山本議員）

十月

- 4日 第4回臨時会
- 13日 高知県香美市訪問（山本議長・海田副議長） 16日まで
- 24日 北しりべし廃棄物処理広域連合第2回定例会及び議会全員協議会 小樽市（山本議長・海田副議長）
- 25日 北後志町村議会議長研修会 大分県日出町（山本議長） 27日まで
- 30日 後志町村議会議長研修会 札幌市（山本議長）

十一月

- 6日 議会全員協議会
- 13日 後志教育研修センター第1回臨時会 倶知安町（海田副議長）
- 17日 広報編集特別委員会
- 21日 北海道横断自動車道に係る中央要望 東京都（山本議長）
- 22日 第61回町村議会議長全国大会 東京都（山本議長）
- 24日 後志広域連合第2回定例会 倶知安町（山本議長）

議 会 一 口 ヶ 毛

予算の修正

予算の編成権と議会に対する提案権は、町村長に専属し、議員には、認められていない。したがって、町村長は、その政策を盛り込んだ予算を議会に提案することになるが、一方、議員も住民の代表として住民福祉の向上を願い、予算審議を通して議論し、町村政策を予算として確定するのであるが、その過程において、町村長と考え方が異なる場合も十分あり得る。そこに予算の修正の問題が出てくるわけである。

地方自治法は、「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない」と定めている。これが、予算の修正について定めた唯一の規定である。

そして、逆の減額修正のことについては、何ら規定していない。それは、何故であろうか。本来、議会は、代表する住民の負担軽減する、すなわち、住民に負担を課する課税権に制限を加えることを本来の役割、使命とする機関である。したがって、住民の負担軽減に通ずる予算の減額修正ができるのは当然であって、いまさら、法律に規定するまでもないこと、すなわち、減額修正は、法律以前の問題として理解すべきものとされている。

議会・委員会出席状況

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名 項目	年月日
佐藤盛男	松尾大樹	山本俊三	葛西敏夫	海田一時	岩本幹兒	笹山義治	佐藤晃	田村雄一		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	H29. 9. 1
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3回定例会(一日目)	H29. 9. 6
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3回定例会(二日目)	H29. 9. 7

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名 項目	年月日
山本俊三	佐藤盛男	葛西敏夫	田村雄一	笹山義治	岩本幹兒	佐藤晃	松尾大樹	海田一時		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回臨時会	H29.10. 4
○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会全員協議会	H29.11. 6
○	○	○	○	○	○	○	○	○	広報編集特別委員会	H29.11.17

(H29年9月~11月)
○出席・△早退・×欠席

編集後記

前回、平成25年9月の町議会議員選挙では、議員定数9名に対し立候補者8名と無投票でさらに1名の欠員となり、平成28年6月の補欠選挙では、2名の立候補者があり選挙があったものの、今回、平成29年9月の町議会議員選挙では、議員定数9名に対し立候補者9名と前回に引き続き無投票の結果となったところである。

一昨年の統一地方選挙でも、全選挙区の33.4%が無投票が確定し、総定数の2割超が無投票で当選し、無投票当選者の割合が、過去最高を記録したと総務省で発表している。

もはや、議員のなり手不足などと言っている場合ではなく。我々、議会としてもどのような方策を講じるべきか議論していかなければならない時にきているのではないか。

(敏)

委員長 葛西敏夫
副委員長 松尾大樹
委員 海田一時
佐藤晃
岩本幹兒